

# 資産等報告一覧

資産等	2003 2004	2005	2006	2007	2008年5月	要領(2008年)
1.土地	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	信託している土地を含む。 ただし、自己が帰属権利者であるものに限る。 共有の場合は、その持分を記入する。 相続により取得した場合は、その旨を記入する。
2.建物の所有を目的とする 地上権又は土地の賃借権	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	共有の場合は、その持分を記入する。 相続により取得した場合は、その旨を記入する。
3.建物	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	共有の場合は、その持分を記入する。 相続により取得した場合は、その旨を記入する。
4.預金、貯金及び郵便貯金	該当なし	該当なし	預貯金 5,485,657円	預貯金 5,271,110円	預貯金 1,419,569円	当座預金を除く預金及び貯金並びに郵便貯金の総額が、 500万円に満たない場合は「該当なし」と記入する。 外国通貨による預金等については、平成19年12月31日現在 で円換算して、国内にある預金等の額と合計する。
5.金銭信託	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	/	金銭信託は、信託の引受の際に金銭をもってなされ、 信託の終了時に金銭をもって返還すべきことを約した金銭の 信託をいい、その元本の総額を記入する。(2006) 2008年は有価証券の項目へ一体化。
6.有価証券	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	国債証券、地方債証券、社債券、株券、金銭信託など
7.自動車、船舶、航空機 及び美術工芸品	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	自動車・美術工芸品は売買により取得したもので、 それぞれ取得価格が100万円(税金を除く)を超えるものに限る。
8.ゴルフ場及びリゾート施設 の利用に関する権利	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	譲渡することができるものに限る。
9.貸付金及び借入金	該当なし	貸付金 50万円	貸付金 50万円	貸付金 50万円	貸付金 50万円	多寡は問わず記入する。生計を一にする親族 (民法第725条の規定による6親等内の血族、 配偶者又は3親等内の姻族)に対するものを除く。 債務の保証人になっている場合は、記入の必要無。

2008年 記載に当たっての共通記載要領(資産等報告書の記載要領による)  
平成19年12月31日現在で議員本人が所有する資産等について記載  
外国にある資産についても記載

## 条例参照

さいたま市例規集第2編 議会 / 第1章 議会

[政治倫理の確立のためのさいたま市議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程 平成15年3月24日議会告示1号](#)

[政治倫理の確立のためのさいたま市議会議員の資産等の公開に関する条例 平成15年3月14日条例43号](#)

## その他の所得報告

雑所得	39,111円	福島大学講師料 2004.11.25
雑所得	31,080円	早稲田大学講師料 2005.8.15
雑所得	20,000円	ミエ・エファップ・ジャポン 2007.7.3
雑所得	16,666円	浦安市危機管理演習 2007.1.23